

公 告

県有財産（建物の一部）を一般競争入札により次のとおり貸し付けます。

令和4年3月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 入札に付する事項

(1) 貸付物件

名称	所在地	貸付箇所		貸付面積
福岡県庁舎 行政棟の一部	福岡市博多区東公園 7-7	A	1階 北東 ロビー待合スペース	約4㎡
		B	1階 北側玄関ロビー	約1㎡
		C	1階 南側玄関ロビー	約1㎡

(2) 貸付期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（60ヶ月間）※更新なし

(3) 用途

広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板の設置・運営に限るものとします。なお、広告は自社広告、他社広告の別を問いません。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）であること
- 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと
また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有していないこと
- 暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではないこと
- 仕様書に示す内容を履行できる者であること
- 過去5年以内に国又は地方公共団体の庁舎において、広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板の設置又はこれに類する設置実績があること
- 福岡県税を滞納していないこと
- 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可を有していること
- 下記3により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること

3 入札参加申し込み

入札に参加しようとする者は、事前に、入札参加申込書の配布を受け、受付期間内に必要な書類を提出する必要があります。

(1) 入札参加申込書等の配布期間・受付期間及び配布・受付場所

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和4年3月10日(木)から 令和4年3月17日(木)まで ※土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～11:30、12:30～17:00 ※県ホームページからダウンロード可	令和4年3月10日(木)から 令和4年3月17日(木)まで ※土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～11:30、12:30～17:00	福岡県庁(行政棟) 9階 福岡県総務部財産活用課 管理第一係 TEL 092-643-3089

(2) 入札参加資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し申込者に通知します。

4 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和4年3月25日(金) 14時30分

(受付は、14時00分から行います。)

場所：福岡県庁(行政棟) 9階 総務部財産活用課横会議室

(2) 入札保証金

ア 入札に参加するに当たっては、入札保証金として、入札見積金額(60ヶ月分)の100分の5以上の現金又は銀行振出小切手(福岡手形交換所加盟の金融機関振出の持参人払い式小切手で、振出日から5日以内のもの)を持参してください。(他の方法で納付されたい方はあらかじめご相談ください)

入札保証金は、落札されなかった方については、入札終了後直ちに返還します。落札者については、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還します。

イ 次の場合は入札保証金が免除されます。

・保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(入札見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。

なお、保険期間は開札の日を含む7日間とする。

・地方自治施行令第167条の5及び同令第167条の5の2の規定に基づきその資格を有する者(福岡県競争入札参加資格者名簿登載者)で、開札の日から過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証する書面を提供する場合。

(3) 入札方法等

ア 入札書は、入札者又はその代理人が直接持参の上、提出してください。(郵送による入札は認めません。)

イ 代理人により入札するときは、必ず「委任状」を提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、「契約期間中の総額(60ヶ月分。消費税額及び地方消費税額を含む)」としてください。

エ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

(4) 無効な入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ア 入札参加資格を有しない者がした入札
- イ 公正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札
- ウ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
- エ 入札書の金額、氏名、法人の名称又は代表者名が確認し難いもの、金額が訂正された入札、その他主要な事項が確認できない入札
- オ 入札保証金が上記4(2)に定める金額に達しない入札
- カ 担当職員の指示に従わない者がした入札

5 落札者の決定

(1) 開札

開札は、入札書提出後、入札会場において入札者及び代理人立ち合いの上、直ちに行います。

(2) 落札者の決定

- ア 県が定めた最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、同価格の入札により、落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
- イ 落札者が決定した場合、その場で落札者名及び落札金額を入札者全員にお知らせします。また、落札者名、落札金額及び入札業者数について、公表を予定していますので、あらかじめご承知ください。

6 再度の入札

- ア 開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行います。なお、再度の入札は、直ちにその場で行います。
- イ 再度の入札を行う場合において、上記4(4)に規定する無効な入札をした者は、これに加わることができません。
- ウ 再度の入札の執行回数は1回とします。
- エ 再度の入札においても落札者がいない場合は、再度の入札をした者のうち、最高の価格をもって入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を行うことがあります。

7 契約

(1) 契約の締結

- ア 契約書は別紙のとおりとし、落札者は、令和4年3月31日(木)までに、記名・押印の上、3(1)の場所に提出してください。
- イ 落札者が契約を締結しない場合は、当該落札は効力を失うものとします。この場合においては、納入済の入札保証金は返還せず、県に帰属します。
- ウ 契約締結前に、福岡県暴力団排除条例に基づく誓約書を提出してください。

(2) 契約保証金

- ア 落札者は、契約締結と同時に、契約保証金として契約金額（落札金額）の100分の10以上の額を納付しなければなりません。
- イ 納入済の入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。
- ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。
- エ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- オ 次の場合は契約保証金の納付を免除します。
- ・保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
 - ・地方自治法施行令第167条の5及び同令第167条の5の2に規定する入札に参加するのに必要な資格を有する者（福岡県競争入札参加資格者名簿登載者）と契約を締結する場合において、過去2年以内に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証する書面を提供する場合。

8 その他

詳細は、「募集要項」をご覧ください。

（3（1）の場所で交付。又は県ホームページからダウンロード可）